

◎新潟県告示第1207号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成28年11月22日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成28年11月2日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社ノガミ  
野上 清隆
- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市江南区曾川甲527-3
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-26）第14533号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成28年11月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成28年10月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社タナハシ  
深井 達也
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市南区赤浜902
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第15447号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年10月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成28年10月11日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社いろは舎  
戸石 賢一
  - 3 主たる営業所の所在地  
北蒲原郡聖籠町大字大夫1898-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第40647号
  - 5 処分の内容 しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年10月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成28年10月27日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社佐藤工務店  
佐藤 辰雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市大和469
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第11838号
  - 5 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成28年10月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社サトウ塗装看板工業所  
佐藤 一也

3 主たる営業所の所在地

長岡市与板町与板甲444-2

4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第7263号

5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年10月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成28年10月21日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

丸山建築  
丸山 保行

3 主たる営業所の所在地

三条市今井野新田349-2

4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第21438号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年10月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成28年10月20日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社コーサーサービス  
奥田 栄

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区木工新町372

4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第39274号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年10月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。